

# 石川県スキー連盟 コンプライアンス委員会規程

## (目的)

第1条 この規程は、石川県スキー連盟（以下「本連盟」という。）のコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）に関する組織及び運営について定める。

## (審議事項及び調査)

第2条 委員会は、以下に掲げる事項について審議し、審議の結果を委員会の意見として理事会に答申する。

- (1) 対象者（懲戒処分規程第2条に定める者をいう。以下同じ。）による本連盟の規程違反の有無
- (2) 対象者に対する懲戒処分に関する事項
- (3) スポーツ仲裁に関する事項
- (4) その他本連盟のコンプライアンスに関する事項

2 委員会は、前項の審議及び答申をするために必要な調査を行うことができる。また、必要に応じて第三者に調査の全部又は一部を委託することができる。

3 本連盟の対象者が、全日本スキー連盟等の関係団体の関係規則に抵触する事案が生じた場合は、本委員会が調査し関係団体に報告等できるものとする。

## (構成)

第3条 委員会は、委員長1名、副委員長1名及び委員若干名をもって構成する。

2 委員長は理事長が、副委員長は副理事長の中から1名を委員長が選任する。

3 委員は、副理事長及び常任理事がつとめる。また、理事以外の有識者を1名以上選任し会長が委嘱する。

4 委員会の事務は総務本部会に置き事務局長は、総務本部長がつとめる。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、本連盟規約第33条の役員任期と同じとする。ただし、事案が任期をまたぐ場合はその事案が終了するまでとする。

## (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を審議することができない。

3 委員会の決議は、出席者の過半数をもって決する。

## (関係者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて、参考人及び関係者を出席させ、その意見又は報告を聴取することができる。

## (弁明の機会の付与)

第7条 委員会は、懲戒処分を決定する前に、対象者に対して弁明の機会を与えなければならない。

## (議事録)

第8条 委員長は、委員会の議事につき議事録を作成する。

## (規程の改廃)

第9条 この規程の変更、廃止は、理事会の決議による。

## 附 則

この規程は、令和2年10月2日から実施する。